

監査公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年6月12日

新城市監査委員 夏 目 道 弘

新城市監査委員 中 西 宏 彰

監査種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

監査結果の措置対象

財政援助団体	新城市文化協会
所管部課	教育部生涯共育課

監査結果報告年月日

令和6年3月5日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年6月3日

講じた措置等の内容

【新城市文化協会】

《意見1》

事務手続きについて、規約、規程等をより明確にし、職員が異動しても的確な事務処理がなされるようにしていただきたい。

《措置内容》

令和6年3月5日付け新監4・3・2で通知を受けた財政援助団体等監査結果を役員及び令和6年3月14日に開催した常任理事会及び理事会に報告検討し、「新城市文化協会処務規程」の一部改訂（4月1日施行）を提案可決のうえ、規約、規程等の再確認とともに、これで終結させることなくオープンでよりの確な事務処理が行われるよう引き続き検討していくことで決議された。

【教育部生涯共育課】

《意見1》

地域の文化の継承と発展は大変重要なことであり、新城市文化協会が市民の立場からその役割を担うことができるよう、協力し支援していただきたい。

《措置内容》

本市は新城市文化協会へ補助金を交付することで運営及び事業実施に要する経費

の一部を支援している状況です。今後、本市の芸術及び文化の普及及び推進を図ることは地域の文化の継承と発展に繋がっていくと考えます。新城市文化協会が市民の立場から主体的な役割を担うことができるよう、活動資金を確保し運営を行う努力を促すとともに、自立性を指導し、本市と適切な関係を維持しながら協力していきたいと考えます。